

防衛省市ヶ谷地区における食堂の設置及び経営に関する業者の募集について

東京都新宿区市谷本村町に所在する防衛省市ヶ谷地区において、食堂の設置及び経営を行う業者について、次のとおり募集します。

1 応募資格

- (1) 令和4・5・6年度全省庁統一資格「物品の販売」又は「役務の提供等」のD等級以上の資格を有すること。
- (2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び上記(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

2 設置方法

国有財産法第18条第6項の規定に基づく行政財産の使用許可

3 設置期間

令和7年4月1日（火）～令和12年3月31日（日）

※ 必要に応じて、一度に限り5年以内の期間で更新することができる。

4 設置場所

東京都新宿区市谷本村町に所在する防衛省市ヶ谷地区

5 設置する食堂の業種等

- (1) 食堂1：ファストフード（「丼もの」及び「定食」は必須）【厚生棟1階 70.62㎡】
- (2) 食堂2：ファストフード（「麺類（パスタ除く）」は必須）【厚生棟1階 97.06㎡】
- (3) 食堂3：ファストフード（「定食」又は「ハンバーガー」は必須）【厚生棟地下1階 78.80㎡】
- (4) 食堂4：ファストフード又は喫茶【D棟10階 89.10㎡】

6 募集期間

令和6年9月18日（水）10時～同年10月4日（金）18時

7 募集内容

募集要領による。

8 募集要領の交付及び問合せ先

以下の問合せ先へ募集要領を希望する旨をメールにて送付すること。

問合せ先：〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1

防衛省人事教育局厚生課 大坂（オオサカ）、原之下（ハラノシタ）

電話：03-3268-3111（内線25191）

メール：naikyoku-kobo@mod.go.jp

受付期間：令和6年9月18日（水）10時～同年10月4日（金）18時